

岡谷市国民健康保険運営協議会の概要

国民健康保険運営協議会の設置

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関として、国民健康保険法（第11条第2項）により保険者である市町村に設置が義務付けられています。

国民健康保険運営協議会の設置の趣旨

国保事業の適正な運営を図るために、国保の被保険者、療養担当者、市町村の一般住民それぞれの利害を調整して、その運営が円滑に行われるようとする必要があることから、市町村の必置機関として設置されるものです。

国民健康保険運営協議会の性格

運営協議会は、市町村の必置機関となっていますが、その性格は、市町村の執行機関の附属機関として位置づけられています。

市町村の附属機関とは、法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について、市町村長の要請により、調査を行い、意見を述べるなど、行政執行の前提となる職務を行う機関です。

附属機関は、その担当する職務内容により、調停、審査、調査等の各機関に分かれますが、運営協議会は、市町村長の諮問機関とされています。

したがって、運営協議会は、市町村長の諮問に応じてその問題を論議検討し、諮問事項に対する意見を市町村長に答申することにより、国保事業の執行に関し、市町村長の参考となる判断資料を提供する機関ということができます。

なお、諮問機関の意見は、法的に市町村長を拘束することはできないものであり、また、この諮問は条例の制定改廃についての要件でもないため、条例の効力に影響するものではありません。

国民健康保険運営協議会の役割

国民健康保険の運営に関する事項について、必要な意見の交換や調査、審議、さらに市町村長への意見の具申・答申等を行います。

（諮問事項）

1. 保険給付に関する事項
2. 保険料に関する事項
3. 国民健康保険事業の運営に関する重要な事項

国民健康保険運営協議会の委員の構成

運営協議会の設置の趣旨のとおり、国保事業の適正な運営が図られ、その運営が円滑に行われるようするために、被保険者を代表する委員、療養担当者（医師、歯科医師、薬剤師）を代表する委員、公益を代表する委員の三者同数に、被用者保険等保険者を代表する委員を

加えて構成されています。

- ア 被保険者を代表する委員 3 人
- イ 保険医（医師・歯科医師）又は薬剤師を代表する委員 3 人
- ウ 公益を代表する委員（有識者） 3 人
- エ 被用者保険等保険者を代表する委員 2 人

（合計 11 人）
(運営協議会には、会長 1 名が置かれ、会長の選任は公益を代表する委員のうちから、全委員の選挙で行われます。)

国民健康保険運営協議会委員の任期

委員の任期は 3 年です。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。委員の発令は、年度当初でなくても、市町村長が任意の時期に発令して良いことから、岡谷市では、慣例で 8 月 1 日からとなっています。

（今期の任期：令和 7 年 8 月 1 日～令和 10 年 7 月 31 日）

国民健康保険運営協議会委員の報酬

会議等に出席した場合は、報酬が支払われます。

報酬：半日以上を要する場合 7,000 円

半日以内を要する場合 3,500 円

※報酬の受取りは、辞退されることも可能です。

国民健康保険運営協議会委員の兼職

運営協議会の委員は、地方自治法の規定により非常勤職員であり、また、地方公務員法の「法令により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時または非常勤のもの」に該当することから、特別職の地方公務員となります。

したがって、人事委員会または公平委員会の委員との兼職は禁止されています。

しかし、その他の特別職に属する地方公務員との兼職については、特段の禁止又は制限がないため、たとえば市町村議会の議員が兼ねることもできます。

立候補についても別段の制限はなく、運営協議会の委員は、市町村議会の議員に立候補する場合も辞職する必要はありません。

国民健康保険運営協議会の運営

運営協議会の議事その他の運営については、法令に別段の定めありませんが、会の運営上必要な事項については、たとえば運営協議会規定のようなものを定めておく必要があることから、岡谷市では「岡谷市国民健康保険運営協議会規則」を定めています。

○岡谷市国民健康保険運営協議会規則

昭和 34 年 9 月 10 日

規則第 5 号

(目的)

第 1 条 岡谷市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)及び岡谷市国民健康保険条例(昭和 34 年岡谷市条例第 18 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 協議会の委員のうち、被保険者を代表する委員はこの市の国民健康保険の被保険者のうちから、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 64 条に規定する登録を受けた医師、歯科医師又は薬剤師でこの市の区域内で従事する者のうちから、公益を代表する委員は学識経験者から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(昭和 60 規則 20 ・ 平成 6 規則 29 ・ 平成 15 規則 35 ・ 令和元規則 ・

一部改正)

(協議会の職務)

第 3 条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議するものとする。

(会長、副会長の選任及び職務)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。
- 3 会長及び副会長の任期は、1 年とする。ただし、再選を妨げない。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し兼ねて会議の議長として議事を整理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第 5 条 協議会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。
- 3 協議会の招集は、開会の日前 7 日までに、会議事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各委員に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合はこの手続を省略することができる。

(会議)

第 6 条 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

(資料の提出)

第 7 条 協議会は、その審議のため必要あるときは、市長に対し資料の提出を求めることができる。

(会議録の作成)

第 8 条 協議会の会議については、会議録を作成し議長及び議長が指名した委員 2 人が、これに署名しなければならない。

(委員及び会長又は副会長の退任)

第 9 条 委員が、その職を退こうとするときは、あらかじめ会長の同意を得て、市長の承認を得なければならない。

2 会長又は副会長が、その職を退こうとするときは、協議会の承認を得なければならない。

(会長の職印)

第 10 条 会長の職印は、方 18 ミリメートルとして古印体により「岡谷市国民健康保険運営協議会長之印」と彫刻する。

(委任)

第 11 条 この規則のほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 34 年 4 月 1 日から適用する。

(国民健康保険運営協議会規則の廃止)

2 岡谷市国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岡谷市規則第 15 号)は、廃止する。

附 則(昭和 60 年規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年規則第 29 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 35 号)

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 号)

この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。